

第 10 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 2 月 6 日（木） 午後 1 時 30 分から 2 時 15 分

2 開催場所 高岡市役所 803 会議室

3 委員定数 18 人

4 出席委員数（18 人）

1 番	篠原	誠一郎	3 番	石黒	昇
4 番	杉山	逸郎	5 番	山本	誠
6 番	寺嶋	哲	7 番	石王	純子
8 番	山崎	明夫	9 番	山田	元徳
10 番	野原	弘美	11 番	向井	正弘
12 番	村上	伊千子	13 番	山田	正
14 番	川渕	順正	15 番	常木	準
16 番	矢後	暁二	17 番	浦野	智穂
18 番	福田	達夫	19 番	北川	浩一

5 欠席委員 なし

6 議事日程

議案第 7 号 高岡市農地参考賃借料について

議案第 8 号 高岡市農作業参考料金について

議案第 9 号 農地の権利移動について〔農地法第 3 条許可申請〕

議案第 10 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕

議案第 11 号 高岡市農用地利用集積計画（中間管理事業に係る市公告分）
について

議案第 12 号 高岡市農用地利用集積計画（R7.3.1 公告分）について

報告第 6 号 市街化区域内の農地転用について〔農地法第 4 条届出〕

報告第 7 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について
〔農地法第 5 条届出〕

報告第 8 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕

報告第 9 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）
について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 須田 稔彦

事務局次長 石黒 伸英

主任 石崎 真代

議 長

これより、第 10 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 18 名、現在の出席委員は 18 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、6 番 寺嶋委員、8 番 山崎委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 7 号を議題とします。
(農地参考賃借料) 内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 7 号 高岡市農地参考賃借料についてご説明いたします。

農地法第 52 条の規定に基づく農地の賃貸借料情報の提供を行うにあたり、農地参考賃借料を定めることについて、承認を求めるものです。

平成 21 年度の農地法の改正により標準小作料制度は廃止され、改正農地法第 52 条により、農業委員会は農地の賃借料情報の提供を行うものと規定されています。

賃借料の算定については、令和 6 年の利用権設定及び中間管理事業による賃貸借契約の実績に基づき行っております。なお、特別の事情の下で地域の平均に比べて著しく低額あるいは高額なものがあることから、一旦、全賃借料データの平均値を求めて、70%を超える額又は下回る額は除いております。

また、支払いが現物支給（物納）の契約については、令和 6 年産出荷契約米概算金（60 kg＝20,100 円）の金額に換算して算出しております。

これらを踏まえて計算を行い、平均額、最高額、最低額を算出しました。

下記の表をご覧ください。高岡市全体での件数は 457 件、平均額 7,288 円、最高額 11,800 円、最低額 2,500 円となっております。

旧高岡市の区域、旧福岡町の区域の内訳、地区別積算データについては、記載のとおりです。

別途配布しました資料No.1 をご覧ください。

資料No.1 には、全体及び地区別の前年比データ表をお示ししております。

実績件数が昨年度に比べて少なくなっているのは、11 月末に契約期間が満了した利用権の年内更新件数が例年に比べて少なかったこと、使用賃借契約の割合が多かったことによるものです。

ご承認いただけた場合、3月に配布する「農業委員会だより」及び市民と市政5月号、ホームページで周知することとしております。

以上、農地参考賃借料につきましてよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。
よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第8号を議題とします。（農作業参考料金）
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号 高岡市農作業参考料金についてご説明いたします。

高岡市農作業参考料金について、承認を求めるものです。
農作業参考料金は3年に1度見直しを基本としており、直近では昨年に見直しをしておりますが、最近の資材価格等の高騰に鑑み今年も改訂することとしました。
この料金に関しましては、県内の状況に差が生じていないことから、富山県農業会議が試算した農作業標準料金を準用しております。

まずは、別途配布しております資料No.2をご覧ください。
算定方法の方針については、2に記載してあります。
労働賃金に関しては別途、計算しています。（1）にその計算方法を記載しております。
富山県農業会議の労働賃金指数が102.0と試算されております。変動率が2.0%であることから、高岡市においては、前回の労働賃金9,600円から2.0%引き上げ、100円未満を切り捨てて計算しております。結果、前回から100円増額の、9,700円とするものです。
その他の水稻、麦、大豆のそれぞれトラクター、コンバイン等の料金に関しましては、富山県農業会議の料金を準用しております。この金額に関

しましては、本年１月に開催された富山県農業会議常設審議委員会で試算されたたものです。

ご承認いただければ、３月に配布する「農業委員会だより」及び市民と市政５月号、ホームページで周知することとしております。

以上、農作業参考料金につきましてよろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について原案どおり承認してもよいか挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。
よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第９号を議題とします。（３条）
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第９号 農地の権利移動についてご説明いたします。

今回は申請件数で６件、面積にして 3,707.43 ㎡となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号１につきまして、資料No.3をご覧ください。

表１に記載してありますとおり、対象農地は受人である所有者①、渡人である所有者②③④、今回の申請には出てこない所有者⑤⑥の計６名が所有者となっている共有名義の土地です。

今回は渡人３名分の持分を受人へ集約するものです。
渡人のうち所有者③④が亡くなられているため、相続人からの申請となっております。

通常、共有者が複数人の農地の場合は同じ農地ですべて効率的に耕作する要件を満たさないため、所有権移転後に共有名義の農地になるような申請は受け付けておりません。

しかし、今回の申請は所有権移転後に受人が持分の過半を取得し、他の共有者の同意を得なくても対象農地の使用について単独で決定権を持つよ

うになるため、受人が対象農地で効率的に耕作できる要件を満たします。

また、今回の申請は、渡人の共有持分を受人へ移すものであり、土地の性質に変更を加える等の所有者⑤⑥の権利に影響を与える内容ではございません。

これらのことから持分の所有権移転が可能であると判断したものです。

議案書の5ページにお戻りください。

申請番号4、申請番号5、申請番号6の受人の経営面積が1,000㎡未満の案件につきましては、受人から営農計画書を提出していただき、地区担当委員の方にご確認いただいております。

申請番号4につきましては、所有農地の貸付により経営面積が1,000㎡未満となっておりますが、受人は農作業歴が70年程ある方です。

申請番号5につきましては、受人は親戚が所有する畑での農作業経験が40年程あり、今回自宅に隣接する対象農地の取得を希望するものです。

申請番号6につきましては、対象農地は渡人と受人が持分2分の1ずつ所有している共有名義の土地で、今回受人への集約を行うものです。受人は本市へ移住し、伏木地区の推進員の指導を受けながら耕作を行うとのことです。

以上6件につきましては、地区担当委員の方へ通知いたしております。また、許可要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長 次に、議案第10号を議題とします。(5条)

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で3件、面積にして940㎡となっております。申請内容

については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 は、隣接地の早川変電所改修工事に伴う一時転用で、申請期間は 1 年間です。令和 4 年にも同様の内容で 1 年間一時転用許可を受けていました。

申請番号 2 と 3 は、それぞれ既存敷地の拡張を行うものです。

以上 3 件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長

次に、議案第 11 号を議題とします。(中間管理事業)

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 11 号 高岡市農用地利用集積計画(中間管理事業に係る市公告分)について説明いたします。

今回の申し出は、1 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

個別の申し出内容については、12 ページに記載しております。

以上、今回の利用権設定 1 件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、この案件について原案どおり承認もよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 12 号を議題とします。（利用権設定）

なお、この中には、石王委員に関わる案件が含まれております。

これにつきましては、後ほど退席をお願いしますのでよろしくお願いします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 12 号 高岡市農用地利用集積計画（R7. 3.1 公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、1 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。
個別の申し出内容については、16 ページに記載しております。

以上、今回の利用権設定 1 件について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

ないようですので、これから審議いたします。
石王委員の退席を求めます。

〔 石王委員 退席 〕

この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。

〔 挙手 〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

石王委員の退席を解きます。

〔 石王委員 着席 〕

議 長 次に、報告第 6 号から第 9 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局 報告第 6 号は、市街化区域内の農地転用についてであります。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 186 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

この案件については、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第 7 号市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 12 件、面積にして 7,504 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

同一案件は、申請番号 1 ～ 2 が分譲宅地、9 ～ 10 が資材置場です。

また、申請番号 12 については、昭和 63 年に転用届出が提出されたものの事業完了見込みがなくなり、新たな譲受人により今回申請があったものです。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして報告第 8 号農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 4 件、面積にして 6,248 m²となっております。
内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして報告第 9 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、25 件です。

期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。

個別の申し出内容については、28 ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、41.42%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 この案件について質疑ありませんか。

(なし)

ないようですので報告については承認することといたします。

本日の議案審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第10回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和7年2月6日

議事録署名

議事録署名